

## 法律の面から見るジェンダーの平等 ケリマン・サディカイ（コソボ）

コソボは新しい国であり、それ故にジェンダーの平等が非常に重視されます。法律を策定するにあたっては、社会がこの点について認識することが重要です。コソボでは、戦争により男性にも女性にも多大な苦しみをもたらされたことを考慮した上で、さまざまなこれまでの経験を注意深く克服しなければなりません。中でも女性は、母として、姉もしくは妹として、そして妻として、過酷な苦しみを経験してきました。しかし、戦争が終わり、教育や雇用の面で新たな時代の幕が開けると、女性は男性と協力して共にコソボという国家の再建に尽力したのです。

戦争が終結した後、社会における重要な平等の達成に向けて、コソボ政府は具体的な取り組みに着手しました。この目的を実現するために、コソボ政府はジェンダーの平等に関する独自の法律を策定しました。「ジェンダー平等法」と「家族法」には、家庭や社会における女性の保護およびケアに関する条項があり、また、「非暴力法」や「差別禁止法」などにもそうした条項が設けられています。

法律をより良い形で運用するために、コソボ政府では、実施とモニタリングの双方の面でしかるべき仕組みを確立させました。議会のフレームワークとして、「人権・ジェンダー平等・行方不明者・請願に関する議会委員会」、および「ジェンダーの平等局」を設置しました。また、「適正ガバナンス・人権・機会均等・ジェンダー対策室」を首相の直轄組織として設置しました。さらに各省には人権を担当する部署が設けられており、この部署の中では、省内のジェンダーの平等に関する担当者が事務局長の直轄スタッフとして活動しています。こうした部署の調整役は「適正ガバナンス対策室」が務めています。こうした仕組みは地方レベルでもしっかりと確立されており、自治体ごとに人権に関する部署が設けられています。これらの部署に勤務するスタッフが法律の実施、調整、モニタリングの面でのサポートにあたり、また、法律の実施に際して発生したクレームに対応します。

コソボ政府では、意思決定のプロセスにおける女性の参画の割合を 30%増加させるノルマを導入しました。その結果、女性議員の数が増加し、30%のノルマも上回り、現在、議会における女性の割合は 40%となっています。

コソボの大統領が若い女性であり、コソボ政府には二名の女性の副首相がいるという点にも注目すべきです。さらに、女性の大臣や副大臣、女性の顧問もいます。そして相当数の女性が部署のトップに就いている省もあります。

さらに、政府では、政府役員、非政府組織、メディアを対象とした女性の権利に関する研修やキャンペーンを実施しています。

また、コソボ政府では、ジェンダーの平等に関し、非政府組織と良好な協力関係を築いています。コソボにはこのような非政府組織が非常に数多く存在し、こうした組織は女性のネットワークを構築しています。法律の草案作成やモニタリングを進める上で、これら

の組織が積極的な役割を果たしています。

求職書類が提出された際には、政府では、女性、マイノリティー、障がいのある人びとを優先します。

コソボの社会では、教育や経済的な意思決定において、女性のほうが有利な立場にあります。ただし、改善の余地はもちろんあります。特に、女性の採用者数の増加や意思決定における有利な立場の形成など、民間部門の認識を高める必要があります、すべきことはまだまだあります。コソボは新しい国であり、国民の平均年齢が非常に低い国です。失業率はいまだ非常に高く、女性は経済状況を起因とするさまざまな問題に直面し続けています。

コソボ政府とコソボの社会は、ジェンダーの平等に関する取り組みを前進させ続けています。今日、女性に対する暴力に反対する国際デーの日には、「女性に対する暴力を止めよう」「暴力ではなく言葉で伝えよう」といったスローガンが街に掲げられます。さらにコソボでは、10月を乳がんの啓発月間とし、数々の啓発活動が実施されます。クリニックや病院では乳がん検査（マンモグラフィー）が無料で実施され、国中に案内広告が掲示されます。

このように、私が暮らすコソボの政府と社会では、ジェンダーの平等を確実に実現するためにしかるべき取り組みが実施されています。